

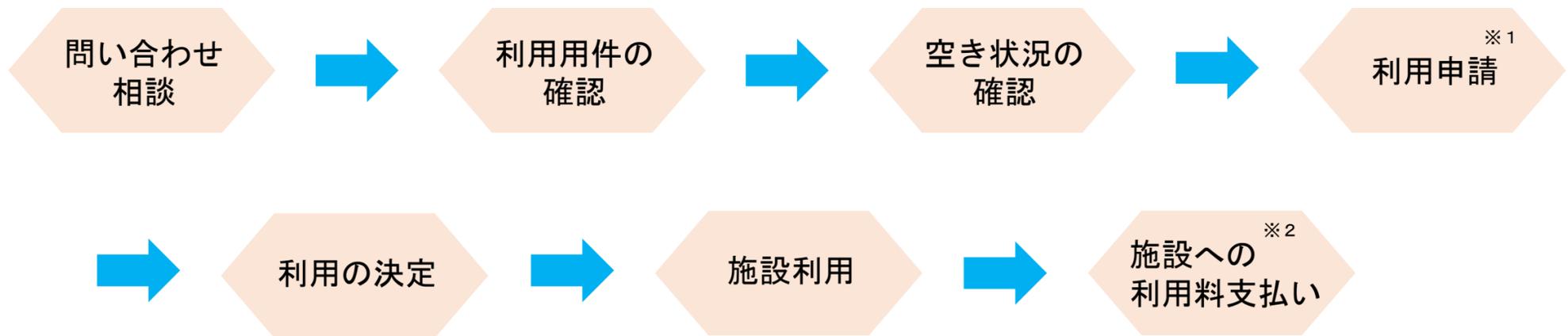
# 厚岸町子どもショートステイ事業について

令和5年4月から保護者の都合(病気や出張など)により、ご家庭でお子さんのお世話(養育)が一時的に困難となった場合に児童養護施設「釧路まりも学園」でお預かりする制度が始まりました！

## 1. 事業概要

- **事業内容** 保護者が下記の「利用要件」によって一時的に養育を必要とする児童に対し、釧路まりも学園で養育を行う事業
- **利用要件** 保護者が次のいずれかに該当し、児童を養育する者がいない場合
- **対象者** 厚岸町に住民票がある18歳未満の児童
  - (1) 疾病
  - (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由
  - (3) 出産、看護、事故、災害など家庭養育上の事由
  - (4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加などの社会的事由 など
- **利用期間** 1回につき原則7日以内まで

## 2. 利用の流れ



※1 **2週間前までに保健福祉課の窓口で**利用申請手続きが必要となります。

※2 負担金がある場合のみ。

## 3. 利用者負担額

利用者の世帯区分	年齢区分	1人1泊あたりの負担額
生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯	2歳未満の児童	0円
	2歳以上の児童	0円
市町村民税非課税世帯又は市町村民税課税世帯のうち、ひとり親世帯	2歳未満の児童	1,100円
	2歳以上の児童	1,000円
その他世帯	2歳未満の児童	5,350円
	2歳以上の児童	2,750円

問い合わせ先

保健福祉課子育て施策推進係

TEL:0153-53-3333